

指定居宅介護支援重要事項説明書

《令和7年4月1日現在》

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-539-3541（営業時間内）

042-553-6633（営業時間外）＊24時間常時相談が可能

【営業時間】

平日及び土曜日・祝日 午前8：30～午後7：00（24時間連絡体制）

日曜日 午前8：30～午後5：30（24時間連絡体制）

1月1日から1月3日は午前8：30～午後5：30の営業となります。

担当 指定居宅介護支援事業所武蔵野 介護支援専門員

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 指定居宅介護支援事業所武蔵野の概要

（1）指定居宅介護支援事業所武蔵野の指定番号及びサービス提供地域

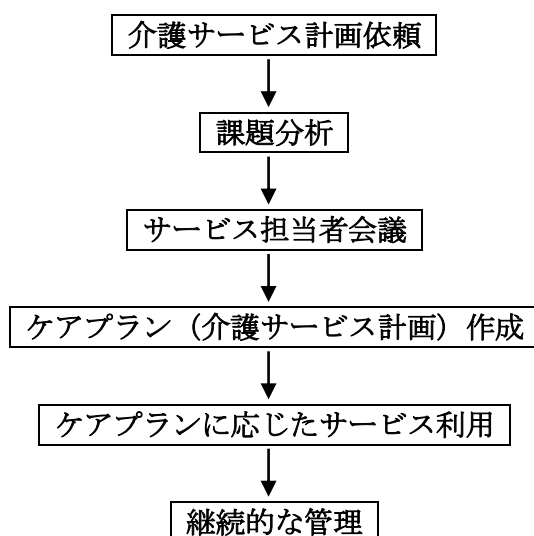
事業所名	指定居宅介護支援事業所武蔵野
所在地	東京都福生市福生2300番地の4
介護保険指定番号	居宅介護支援1374400057（東京都）
サービス提供地域	福生市，あきる野市，羽村市，瑞穂町，昭島市，立川市，日の出町，青梅市，八王子市，武蔵村山市

※上記以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容	合計
管理者	主任介護支援専門員 介護福祉士	1名	相談、統括業務 介護計画の作成	1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護支援専門員 介護福祉士	3名以上	介護計画の作成、 相談	3名以上

3 居宅介護支援の申込みからサービス提供の流れと主な内容



4 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料金

地域区分：5級地（単位数単価 10.70）

居宅介護支援利用料は、要介護度別の基本料金と加算料金により決まります。

介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき該当する利用料金を自己負担して頂き、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。なお、サービス提供証明書については保険者の介護保険担当窓口にてご相談ください。保険者より全額の払い戻しを受ける場合があります。

(2) 要介護度別の料金

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員を配置している場合は、逡減制の適用を「50件以上」の部分から行います（居宅介護支援費(Ⅱ)を適用します）

(3) 介護支援専門員一人当たりの取扱件数

通減制における介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数の計算に当たり、下記に該当する場合は例外的に件数に含めません。

- ① 事業所が自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合。
- ② 地域の実情を踏まえ、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合。

指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数は、3件で1件と計算する。

・居宅介護支援費 (I)

・居宅介護支援費 (i)

【 取扱件数が一人当たりの常勤換算「45件」未満 】

要介護1・2 11,620円 (→1,086単位×5級地10.70)

要介護3・4・5 15,097円 (→1,411単位×5級地10.70)

・居宅介護支援費 (ii)

【 取扱件数が一人当たりの常勤換算「45件」以上「60件」未満
→「45件」以上「60件」未満の部分のみ適用 】

要介護1・2 5,820円 (→544単位×5級地10.70)

要介護3・4・5 7,532円 (→704単位×5級地10.70)

・居宅介護支援費 (iii)

【 取扱件数が一人当たりの常勤換算「60件」以上。
→「60件」以上の部分のみ適用 】

要介護1・2 3,488円 (→326単位×5級地10.70)

要介護3・4・5 4,515円 (→422単位×5級地10.70)

・居宅介護支援費 (II)

※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員配置の場合。

・居宅介護支援費 (i)

【 取扱件数一人当たりの常勤換算「50件」未満 】

要介護1・2 11,620円 (→1,086単位×5級地10.70)

要介護3・4・5 15,097円 (→1,411単位×5級地10.70)

・居宅介護支援費 (ii)

【 取扱件数が一人当たりの常勤換算「50件」以上「60件」未満
→「50件」以上「60件」未満の部分のみ適用 】

要介護1・2 5,638円 (→527単位×5級地10.70)

要介護3・4・5 7,308円 (→683単位×5級地10.70)

・居宅介護支援費 (iii)

【 取扱い件数が一人当たりの常勤換算「60件」以上
→「60件」以上の部分のみ適用 】

要介護1・2 3, 381 円 (→316 単位×5級地 10.70)

要介護3・4・5 4, 387 円 (→410 単位×5級地 10.70)

(4) 加算料金等

要介護度別料金と加算料金等が合算される場合、単位合計を基に「10.70」
を乗じて計算致します。

・初回加算 3, 210 円 (→300 単位/月×5級地 10.70)

【 算定要件 】

- ① 新規に居宅サービス計画を策定した場合。
(→過去2ヶ月以上、当該事業所で居宅サービス計画を作成していない場合も含まれます)
- ② 要介護状態が2段階以上変更となった場合。
- ③ 要支援者が要介護認定を受け、居宅サービス計画を作成する場合。

・特定事業所加算 (I) 5, 553 円 (→519 単位/月×5級地 10.70)

【 算定要件 】

- ① 主任介護支援専門員を2名以上配置している。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置している。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している。
- ④ 24時間常時連絡できる体制を整備している。
- ⑤ 利用者の総数のうち、要介護3・4・5である者の割合が4割以上である。
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援困難事例が紹介された場合に当該事例を受託する体制を整備している。
- ⑧ 家族に対し介護等を日常的に行っている児童(ヤングケアラー)や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に対する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑨ 特定事業所集中減算の適用がない。
- ⑩ 介護支援専門員1人あたりの利用者数が45件未満(居宅介護支援費(II)を算定している場合は50件未満)であること。
- ⑪ 法定研修等における実習生受け入れ事業所となる等、人材育成への協力体制を整備している。
- ⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会・勉強会等を実施している。

- ⑬ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

・特定事業所加算（Ⅱ） 4, 5 0 4 円（→421 単位／月×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

特定事業所加算（Ⅰ）の②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たし、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。

・特定事業所加算（Ⅲ） 3, 4 5 6 円（→323 単位／月×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たし、主任介護支援専門員を1名以上配置し、常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

・特定事業所加算（Ⅰ） 1, 2 1 9 円（→114 単位／月×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

主任介護支援専門員を1名以上配置し、特定事業所加算（Ⅰ）の③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たしており、常勤1名以上、非常勤（他事業所との兼務可）1名以上を配置している。

※ ④⑥⑩⑫については連携でも認める。

・特定事業所医療介護連携加算 1, 3 3 7 円（→125 単位／月×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

特定事業所加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを算定した上で、前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定に医療機関等との連携を年間35回以上行い、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定した場合（令和8年度から施行）。

・入院時情報連携加算（Ⅰ） 2, 6 7 5 円（→250 単位／月×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

入院した日のうちに医療機関へ情報提供を行った場合（→提供方法は問わない）。

※ 入院時情報連携加算（Ⅱ）と同時算定不可。

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

・入院時情報連携加算（Ⅱ） 2, 1 4 0 円（→200 単位／月×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

入院した日の翌日または翌々日に、医療機関へ情報提供を行った場合（→提供方法は問わない）。

※ 入院時情報連携加算（Ⅰ）と同時算定不可。

※ 営業時間終了後に入院した場合は、入院日から起算して3日目が営業日でない

場合は、その翌日を含む。

・退院退所加算（Ⅰ）イ 4, 8 1 5 円（→450 単位／回×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

退院・退所時におけるケアプランの作成の手間を明確にするとともに、医療機関や施設等との連携に応じた場合。

（→連携回数…1回 退院・退所時カンファレンス…不参加）

※ 初回加算との同時算定は不可。

※ 入院または入所期間中1回を限度に算定。

・退院退所加算（Ⅰ）ロ 6, 4 2 0 円（→600 単位／回×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

退院・退所時におけるケアプランの作成の手間を明確にするとともに、医療機関や施設等との連携に応じた場合。

（→連携回数…1回 退院・退所時カンファレンス…参加）

※ 初回加算との同時算定は不可。

※ 入院または入所期間中1回を限度に算定。

・退院退所加算（Ⅱ）イ 6, 4 2 0 円（→600 単位／回×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

退院・退所時におけるケアプランの作成の手間を明確にするとともに、医療機関や施設等との連携に応じた場合。

（→連携回数…2回 退院・退所時カンファレンス…不参加）

※ 初回加算との同時算定は不可。

※ 入院または入所期間中1回を限度に算定。

・退院退所加算（Ⅱ）ロ 8, 0 2 5 円（→750 単位／回×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

退院・退所時におけるケアプランの作成の手間を明確にするとともに、医療機関や施設等との連携に応じた場合。

（→連携回数…2回 退院・退所時カンファレンス…1回以上参加）

※ 初回加算との同時算定は不可。

※ 入院または入所期間中1回を限度に算定。

・退院退所加算（Ⅲ） 9, 6 3 0 円（→900 単位／回×5 級地 10.70）

【 算定要件 】

退院・退所時におけるケアプランの作成の手間を明確にするとともに、医療機関や施設等との連携に応じた場合。

（→連携回数…3回 退院・退所時カンファレンス…1回以上参加）

※ 初回加算との同時算定は不可。

※ 入院または入所期間中1回を限度に算定。

・緊急時等カンファレンス加算 2, 1 4 0 円 (→200 単位/回×5 級地 10.70)

【 算定要件 】

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

※ 1 ヶ月に2回を限度に算定。

・ターミナルケアマネジメント加算 4, 2 8 0 円 (→400 単位/回×5 級地 10.70)

【 算定要件 】

- ① 在宅において死亡した場合 (→在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)。
- ② 24 時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備している場合。
- ③ 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握している場合。
- ④ 利用者または家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日前14 日以内に2 日以上居宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握し、利用者への支援を実施した場合。
- ⑤ 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等およびケアプランに位置付けたサービス事業者へ提供した場合。
- ⑥ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行った場合。

・運営基準減算 所定単位数の50/100に相当する単位数

【 算定要件 】

利用者や家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について下記の説明を文章の交付をして行わなかった場合に追加する。

- ① 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。
- ② 当該事業所を位置付けた理由を求めることが可能であること。

・特定事業所集中減算 2, 1 4 0 円 (→200 単位/月×5 級地 10.70)

【 算定要件 】

訪問介護、通所介護 (地域密着型通所介護を含む)、福祉用具貸与を位置付けた計画数において、各法人の計画数の占める割合が80%を超える場合。

・通院時情報連携加算 5 3 5 円 (→50 単位/月×5 級地 10.70)

【 算定要件 】

利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する。

※ 月1回を限度に算定

・看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います

【 算定要件 】

モニタリング等の必要なマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、必要な書類整備を行っている。

記録を残し、それらの書類を管理している。

・業務継続計画未実施減算 所定単位数の1/100に相当する単位数

【 算定要件 】

以下の基準に適合していない場合（令和7年度から施行）。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100に相当する単位数

【 算定要件 】

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

・身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の1/100に相当する単位数

【 算定要件 】

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合。

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員その他従業者に周知徹底を図る。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ④ 職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

・同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

所定単位数の95/100に
相当する単位数

【 算定要件 】

以下の利用者がある場合。

- ① 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者。
- ② 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が、同一の建物に20人以上居住する建物（上記①を除く）に居住する利用者。

(5) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(6) 解約料

お客さまはいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

(7) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求を致しますので、10日以内にお支払下さい。領収書を発行します。

お支払方法は、現金集金とし、事務室窓口でお支払下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申込み下さい。当法人職員がお伺い致します。契約締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

お客さまのご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介致します。

自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ① お客さまが介護保険施設に入所した場合。
- ② 介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
(→この場合、条件を変更して再度契約することができます)
- ③ お客さまがご逝去された場合。

その他

お客さまやご家族等が当法人や当法人の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) その他

平成12年4月に介護保険法が施行され、これに伴い介護保険適用者への認定が行われておりますが、介護保険の要介護・要支援に認定される前に介護保険サービスを利用し、死亡などの理由により認定調査が実施されなかった場合、または認定が非該当となった場合は介護保険のご利用はできません。この場合、ご利用になったサービスの料金は全額自己負担でのお支払いとなります。

6 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

当法人は、要介護者等の心身の状態、そのおかれている環境等に応じて、要介護者が可能なかぎりその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう要介護者の立場に立って援助を行うものとします。事業の実施に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、要介護者等の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整するとともに関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

要介護者等の居宅を訪問し、要介護者等に面接をして、支援する上で解決しなけ

ればならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成します。

要介護者等に当該地域における指定居宅サービス事業者のサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者について、要介護者等の同意を得た上でサービス事業者との連絡調整を行います。

必要な医療機関と連携し、居宅支援サービスを進めてまいります。

要介護者等が介護保険施設などへの入所等を希望した場合は、当該施設の紹介その他の便宜を提供します。

居宅サービス計画の作成後においても、要介護者等及び指定居宅サービス事業者等との連絡及び要介護者への訪問を継続的に行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。

要介護者等に対して、サービスの提供方法等について常に理解しやすいよう説明し相談には適切な対応を行います。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	有	課題分析標準項目に沿ったアセスメントを使用
介護支援専門員への研修の実施	有	必要な場合随時実施しています
契約後、居宅サービス契約の作成段階途中でお客様の都合により解約した場合の解約料	無	前記4の(6)参照

7 緊急時の対応

サービス提供時にお客様の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得たお客様又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

10 サービス内容に関する苦情

(1) 当法人のお客さま相談・苦情担当

当法人の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてご相談・苦情を承ります。

- ・担当 指定居宅介護支援事業所武蔵野 二階堂 浩一郎
電話 (042) 539-3541

(2) その他

当法人以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・区市町村

福生市 担当 介護福祉課 介護保険係 電話 (042) 551-1764

あきる野市

羽村市

瑞穂町

昭島市

立川市

日の出町

青梅市

八王子市

武蔵村山市

・東京都社会福祉協議会

担当 福祉サービス運営適正化委員会 (03) 5283-7020

・東京都（東京都国民健康保険団体連合会）

担当 介護相談指導課 介護相談窓口担当 (03) 6238-0177

11 当法人の概要

- ・ 名称・法人種別 社会福祉法人 もくせい会
- ・ 代表者役職・氏名 理事長 稲垣 美彦
- ・ 所在地・電話番号 東京都福生市福生2300番地4
電話 (042) 553-6633

12 定款の目的に定めた事業

(1) 第1種社会福祉事業

特別養護老人ホーム ヨコタホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- ・ 老人デイサービス事業（高齢者在宅サービスセンター武蔵野）の経営
- ・ 老人短期入所事業（ヨコタホーム）の経営
- ・ 老人居宅介護等事業（ヨコタヘルパーステーション）の経営
- ・ 障害福祉サービス事業（居宅介護 ヨコタヘルパーステーション）の経営
- ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム ヨコタ）の経営

(3) 公益事業

- ・ 居宅介護支援事業（指定居宅介護支援事業所武蔵野）の経営
- ・ 地域包括支援センター（福生市地域包括支援センター武蔵野）の経営

(4) 施設・拠点等

① 特別養護老人ホーム	1ヶ所
② 短期入所生活介護	1ヶ所
③ 通所介護	1ヶ所
④ 訪問介護	1ヶ所
⑤ 居宅介護支援事業所	1ヶ所
⑥ 認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
⑦ 福生市地域包括支援センター	1ヶ所

1.3 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始に際し、お客様に対して本書面に基づいて、重要事項の説明をしました。

事業者

事業所名 指定居宅介護支援事業所武蔵野
(事業所番号1374400057)
所在地 東京都福生市福生2300番地4
名称 社会福祉法人 もくせい会
代表者名 理事長 稲垣 美彦 印

説明者/交付者

所 属 指定居宅介護支援事業所武蔵野
氏名 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供について同意しました。

利用者

(住 所)
(氏 名) 印

家族代表

(住 所)
(氏 名) 印
(続 柄:)

代理人 (代理人を選定した場合)

(住 所)
(氏 名) 印
(続 柄:)